

## 平成 25 年度第 3 回理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所  
平成 26 年 1 月 23 日（木）  
午後 3 時 30 分～午後 4 時 40 分  
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1  
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 5 名
- 5 審議事項  
議案第 8 号 専決処分について（給与規程の改正）  
議案第 9 号 会計規程の改正（案）について  
議案第 10 号 会計処理規程の改正（案）について  
議案第 11 号 契約事務規程の制定（案）について  
議案第 12 号 事案決裁規程の改正（案）について  
議案第 13 号 職員就業規則の改正（案）について  
議案第 14 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について  
議案第 15 号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について  
議案第 16 号 職員再雇用に関する規程の改正（案）について  
議案第 17 号 高齢者雇用規程の改正（案）について  
議案第 18 号 資産運用規程の改正（案）について  
議案第 19 号 理事会運営規程の制定（案）について  
議案第 20 号 第 1 回臨時評議員会の招集について  
議案第 21 号 第 1 回臨時評議員会に提出する議案について

## 6 議事の経過及びその結果

### (1) 会議成立の報告

冒頭で事務局長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

### (2) 議事録署名人の選任

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

### (3) 審議事項

#### ア 議案第 8 号 専決処分の承認について（給与規程の改正）

事務局より次のように説明があった。

「本件は、主に市の住居手当改正に伴い、給与規程の一部を改正し、平成 26 年 1 月 1 日から施行するため専決処分とし、そのご承認をいただくための提案である。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### イ 議案第 9 号 会計規程の改正（案）について

#### 議案第 10 号 会計処理規程の改正（案）について

### **議案第 11 号 契約事務規程の制定（案）について**

### **議案第 12 号 事案決裁規程の改正（案）について**

議案第 9 号から議案第 12 号までは公社の事務処理規程のため一括審議の承認を得た後、事務局より次のように説明があった。

「議案第 9 号「会計規程の改正（案）について」及び議案第 10 号「会計処理規程の改正（案）について」は、公社が平成 24 年 4 月に公益法人に移行後、公益法人会計基準である平成 20 年会計基準に準じた会計処理を行っている。その基準に沿った会計規程及び会計処理規程とするため、規程の一部を改正するものである。なお、「会計規程」は主に財務諸表、附属明細書等について定めており、「会計処理規程」は主に勘定科目、会計帳簿、収支予算や補正、流用、資産、負債の取扱について定めている。」

「議案第 11 号「契約事務規程の制定（案）について」は、公社が締結する売買、貸借、委託、その他、契約に関する事務処理において、公平性、競争性、透明性を確保するため制定するものである。その主な内容は、契約方法を競争入札と随意契約に区分し、それぞれの契約方法において、その選定条件及び事務の取扱について定めている。」

「議案第 12 号「事案決裁規程の改正（案）について」は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社処務規程において、事務局次長、副参事及び主幹について置くことができるとされている。その決裁権限について新たに定めるとともに、別表に定める決裁事項についても、現状に合わせて見直しを行ったものである。

決裁権限については、決裁権者に新たに事務局次長、副参事及び主幹を追加し、その範囲については、副参事については事務局次長決裁事項のうち、あらかじめ理事長が定めたものを、主幹については課長決裁事項のうち、あらかじめ理事長が定めたものを決裁できることとなる。

別表について、現状に合わせて文言の整理や追加、削除を行った。

理事会との関係では、規程・規則の制定、改廃については、今まで理事長決裁とされていたが、現状、理事会にお諮りしているので、削除し、議案第 19 号で提案する理事会運営規程の議決事項とした。また、公社においては、事業の運営については実施要綱を定めて行っているが、介護保険法の要請により、各種介護保険事業については運営規程としている。公社内では、これを実施要綱として捉えており、各種運営規程について、要綱に準じ、制定・改廃をすることとなる。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

### **ウ 議案第 13 号 職員就業規則の改正（案）について**

#### **議案第 14 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について**

#### **議案第 15 号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について**

#### **議案第 16 号 職員再雇用に関する規程の改正（案）について**

#### **議案第 17 号 高齢者雇用規程の改正（案）について**

議案第 13 号から議案第 17 号までは公社職員の人事規程となるため、一括審議の承認を得た後、事務局より次のように説明があった。

「平成 25 年 4 月 1 日より、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」が改正施行されている。その中で、これまでは 60 歳以上の雇用について、一定の選考基準に基づき雇用

することとされていたが、今回の改正で、雇用を希望する者は、解雇・退職事由に該当する者を除き雇用すること、と改められている。そのことに対応すべく、対象条文の変更を行った。

また、従来、60歳以上の嘱託、臨時職員並びにホームヘルパーの雇用については、「高齢者雇用」と呼称しており、規程名についても、「高齢者」雇用規程としていたが、法律名称にならない、「高年齢者」雇用規程と改め、対象条文についても改めた。そのほか、文言等の適正化を行った。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### **エ 議案第 18 号 資産運用規程の改正（案）について**

事務局より次のように説明があった。

「本件は、資産運用規程のうち、資産運用責任者を明確に定め、規程内の文言を修正するものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### **オ 議案第 19 号 理事会運営規程の制定（案）について**

事務局より次のように説明があった。

「理事会の運営については、平成 24 年第 1 回理事会でご説明したが、このたび、規程として整備したものである。

基本的には、理事会の運営に関して、法令、定款に定めがある事項について条文化したものであるが、第 4 条において、理事会の種類を、定時理事会と臨時理事会とに分けている。これは、事業報告、決算の承認を行う理事会を例年 4 月に、経営状況の報告を行う理事会を 9 月及び 1 月に、事業計画、予算の決定を行う理事会を 3 月に必ず開催することから、この 4 回を定時理事会とした。このほかに、人事案件等、不定時に理事会を開く必要がある場合には、それを臨時理事会とした。また、施行日に関しては、来年度より運用することとし、平成 26 年 4 月 1 日からとしている。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### **カ 議案第 20 号 第 1 回臨時評議員会の招集について**

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づいて理事長が招集することになっている。このことから、平成 26 年 3 月 28 日金曜日、午後 3 時 30 分より、評議員会運営規程の審議及び平成 26 年度事業計画、収支予算についてご報告するため、第 1 回臨時評議員会を、国領高齢者在宅サービスセンターにおいて開催したく、提出するものである。」

審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### **キ 議案第 21 号 第 1 回臨時評議員会に提出する議案について**

事務局より次のように説明があった。

「評議員会の議事運営については、平成 24 年度第 1 回臨時評議員会にて説明したが、理

事会と同様、規程化したく、評議員会に提出するものである。」  
審議の結果、原案通り出席理事全一致で可決し、承認された。

#### (4) 報告事項

##### ア 報告第3号 経営状況の報告について

事務局より次のように説明があった。

###### 『1. 事業の進捗状況について』

###### 『総括』

「このたびの報告は、一部を除き、平成25年9月から12月までの状況となる。

今期事業の進捗状況の中で大きなものは、公社の全職員に対する「理念・使命研修」である。

平成25年度、公社は公益財団法人に移行して2年目を迎えた。この公益法人への移行に当たり、公社は、その公益性について、「循環型システムの推進」、「総合的・一体的なサービスの提供」、「公社の持つネットワークを基盤とした事業の展開」の3点にわたり主張している。このことは、今後公社が事業を展開していく上で指針ともなる重要な事柄でもあり、職員全員で理解しておく必要があると考え、4回にわたる「理念・使命研修」を計画し、これまで3回実施した。

その内容は、第1回は、元公社職員による「公社の立ち上げ時からの振り返り」を、第2回は、公社にかかわりの深い東洋大学教授の小林良二氏を講師として、「今、地域福祉を推進する上で公社に求められていること」を、第3回目は、調布市福祉健康部長の山本雅章氏を講師として、「市が公社に期待すること」をテーマに実施した。第4回は、「公社のこれから果たすべき使命」について、公社職員で討議する予定である。

資料2ページは、今期実施した主な事業の一覧である。その一部についてご紹介する。介護職員初任者研修を9月2日から11月20日までの間で全32回にわたり開講した。この研修は、これまでヘルパー2級研修として開講していたものが、法令の改正により、介護職員初任者研修となったもので、今年度は12名の受講があった。

次に、ゆうあい福祉セミナーでボランティアの世代拡大を目指し、「親子料理教室」を12月1日に実施した。5組10名の参加があり、「親子で作る！簡単おもてなし料理」として飾りずしをつくった。

次に、認知症高齢者を介護する家族への支援として、「家族支援マップ」を、記載の各団体の協力を得て作成した。6,000部を作成し、各包括支援センターを中心に設置し、福祉講演会においても参加者に配布する予定である。

その他、今期実施した主な事業は、資料のとおりである。」

###### 『食事サービス事業改善へのロードマップについて』

「資料2「食事サービス事業のあり方に関する」報告書に基づき説明する。

平成25年9月の第2回理事会にて、食事サービス事業の改善に向けた取組として、ロードマップのご説明をした。このたび、ロードマップについては、改善への取組期間を5カ年に対応できるものに改訂した。また、桜美林大学との共同研究において、大学側の研究報告書の発行時期により、評価と課題を反映できていなかった部分について追加をした。「食事サービス事業のあり方に関する報告書」に「5カ年のロードマップ」を加え、食事サービス改善のための取組を総括した「公社の報告書」として取りまとめた。

今後は、本報告書やロードマップに従い、住民参加型の食事サービスとして、求められるニーズに応えられるよう、事業の改善に取り組んでいく。改訂したロードマップについては、報告書の後方に折り込みでとじ込んであるのでご参照いただきたい。」

#### 『中期計画の取組状況について』

「資料 3 に基づき説明する。

9 月の第 2 回理事会で、中期計画の取組状況を明らかにする「中期計画取組シート」の策定作業を行っているのご報告し、策定中のシートを見ていただいた。この間、中期計画推進委員会で取組を進め、平成 29 年度の達成目標、現状と課題、25 年度の取組について検討し、中期計画取組シートがまとまった。3 ページ以降が取組シートである。4 ページ、5 ページは、中期計画に掲げた 40 の取組の方向性、各年度の取組の一覧である。備考欄に担当部署を加えている。6 ページ以降で、40 取組の各取組の計画目標、現状と課題、今年度の取組目標を示している。

今後は、委員会、3 月を目途に中期計画の取組を推進する PDCA サイクルの仕組作りに取り組み、26 年度以降の取組、評価と改善の方法や道筋を具体化していく。26 年度からは、25 年度の取組を評価して、成果をご報告する。

なお、中期計画においても、平成 27 年度からの介護保険制度の改正への対応が必要となるが、計画の改定も視野に検討していく。」

#### 『苦情解決の状況』

「資料 4 に基づき、説明する。

平成 25 年 9 月から 11 月までの 3 カ月間に申し出を受けた苦情は 6 件である。ホームヘルプサービスに関するものと食事サービスに関するものがそれぞれ 1 件ずつ、サービス利用料請求事務に関する苦情が 2 件、国領高齢者在宅サービスセンターに関する苦情が 2 件である。

それぞれの苦情と対応については、資料に記載してあるとおりであるが、ホームヘルプサービスの苦情に関しては、協力会員にこれまでも個人情報保護、守秘義務、接遇等についても研修を行っているが、今後とも繰り返し研修するなど、折に触れ注意喚起をする。なお、来月 2 月 14 日に接遇を中心とした協力会員研修を予定している。

その他の苦情についても、苦情に至った原因・要因を究明し、対策を考え、再発防止に努める。

今回ご報告した苦情案件のうち 5 件については、苦情の申し出人からご了解をいただき、1 件については、残念ながら、利用終了となり終結している。

また、公社の苦情解決実施規程に基づき、第三者委員お二方に、今回の苦情解決の状況について報告した。第三者委員からは、「概ね適切な対応をしている、今後も迅速に対応し、トラブルへの発展を未然に防止するように」とのご助言をいただいた。」

理事より、「各種の苦情があったときは、担当部署の関係者に周知されているのか、また協力会員にも伝えられているか」との質問があり、「全職員に周知し、担当課にも通知しており、協力会員にも伝えている」と答弁した。」

#### 『3. 経理の状況並びに監査結果について』

「資料 5 の「経理の状況」に基づき説明する。

事業活動の部では、収入は 4 億 4,142 万 327 円となり、収入率は 72.6%になっている。

支出は3億4,368万3,672円となり、執行率は56.8%である。全体としては、概ね前年と同様に推移している。

収入の主な動きとして3点ある。1点目は、「基本財産受取利息収入」において、前年同期との比較で40万5,000円、19%減少している。これは、一部の債券の買い替えに伴い、利息収入の入金時期が12月に変更になったためである。2点目は、「訪問介護事業収入」において、前年同期との比較でマイナス495万4,996円、13%減少している。これは二つの要因があり、一つ目は、通所介護利用時の自宅送迎時の介助や食事介助など援助希望時間が集中し、短時間利用者が増加していること。二つ目は、今年度は職員の退職が多く、引き継ぎ等で新規利用受付を控えたことである。10月からは前年並みに近づいている。引き続き、前年度実績が確保できるように努める。3点目は、「軽度生活援助事業収入」において、前年同期との比較でマイナス53万4,135円、46%減少している。これは、受託事業の軽度生活援助事業並びに軽度生活援助見守り事業の利用時間が減少しているためである。

支出の主な動きとして2点ある。1点目は、人件費支出において、前年同期との比較で約1,600万円増加している。これは、近年になく年度当初から職員に欠員がないためである。2点目は、国領デイサービスにおいて、介護テーブルや入浴リフト等の修繕を行った。

続いて、平成25年11月30日現在の貸借対照表について説明する。

初めに、資産の部については、資産合計は5億167万6,235円である。負債の部については、負債合計1,335万9,089円となっている。預かり金が増えているが、これは社会保険料の支払い日が土日の関係で12月に繰り越されたためである。この結果、正味財産合計は4億8,831万7,146円となり、前年度末より9,772万6,655円増加している。

続いて、監査の結果について報告する。

去る平成26年1月10日、両監事から、平成25年8月から11月の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書、その他関係する帳票類について監査を受け、会計処理が適正に執行されていることが確認された。」

以上で報告は終了し、了承された。

## (5) 協議事項

### ア 協議第1号 平成26年度 事業計画（案）

事務局より次のように説明があった。

『運営方針』

『現状と課題』

「平成26年度は、介護保険制度が実施されて15年目となる。施行当時の平成12年は、約900万人だった75歳以上の高齢者は、団塊の世代が75歳を迎える平成37年には、「後期高齢者2,000万人社会」となることが見込まれている。今後は、とりわけ都市部を中心に、75歳以上の高齢者が急増していくとされている。こうした中、国は、平成27年4月施行予定の介護保険制度改正の趣旨として、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を挙げている。この地域包括ケアシステムの構築に当たっては、地域特性に応じ自治体が主体的につくり上げていく必要があり、「地域の力」が再び問われていると強調している。

また、東京都は、平成 25 年 9 月に、国に対して、「大都市における地域包括ケアシステムの実現に向けた介護保険制度の見直し等に関する緊急提言」を行った。この提言では、大都市部での特別養護老人ホーム整備に関する特例措置の創設を初め、六つの提言がなされている。一方、調布市においても、調布市高齢者福祉推進協議会で討議するなど、第 6 期調布市高齢者総合計画策定の準備を進めている。

次に、公社の現状と課題については、5 点掲げている。

第 1 点目は、「公益法人としての事業の推進」である。公社が公益法人に移行するに当たり、その公益性について主張した 3 点については、今後、公社が事業を推進していく上での指針となるもので、引き続き、これを基盤に事業を実施していく。

第 2 点目は、「介護保険制度改正への対応」である。平成 27 年度の介護保険制度改正では、予防給付の一部が地域支援事業に移行されるなど、公社事業にも大きな影響が想定され、公社全体での対応を検討し、その方向性を見出すことが課題となっている。

第 3 点目は、「家族介護者支援の強化」である。国においても、このたびの制度改正の論議の中で、今後、在宅介護を進めていくには家族介護者への支援は重要な課題と捉えている。公社においても、家族介護者への支援については、これまで課題として位置づけ、推進してきた。この家族介護者への支援は、公社のみでは解決できない大きなものであるが、今後継続し、実績を積み上げていく必要があることから、引き続き課題としていく。

第 4 点目は、「高齢者への安全・安心な食事の提供」である。平成 25 年、調布市からの要請もあり、公社における食の提供について総点検した。高齢者人口の増加に伴い、近年、公社のデイサービスを見ても、日常生活動作の低下した利用者が増加している。このような中、服薬と食材との関係や、嚥下機能の低下への対応が高齢者への安全・安心な食事の提供において課題となっている。

第 5 点目は、「施設改修」である。公社の施設改修については、これまでも課題として上げ、検討してきたが、今回、平成 27 年度の介護保険制度改正は、公社の事業にも大きな影響が見込まれることから、今後、事業運営の方向性を見定めた上で、具体的な計画を策定することが課題となっている。

#### 『基本方針』

記載の 5 点を基本方針とし、公益財団法人としての事業運営に係る指針も加味しながら、今後公社事業を推進していく。

#### 『重点事業』

課題解決に向けた重点事業として、以下 5 点にわたり実施していく。

1 点目は、「介護保険制度改正への対応検討プロジェクトチームの設置」である。平成 27 年度の介護保険制度改正への対応を検討するため、公社内に各事業系の職員をメンバーとした検討プロジェクトチームを設置し、公社全体で対応を検討していく。

2 点目は、「家族介護者を支援する取組」である。家族介護者への支援の一環として、認知症の当事者、家族、地域住民、専門職が集い、交流のできる「だれでもカフェ」をモデル事業として開催する。

3 点目は、「国領デイサービスにおける祝日開所に向けた検討」である。これまで祝日を休業としていたことから、利用者には継続的な利用ができず、ご不便をおかけした。

家族介護者への支援の強化という視点、また、公社としても継続的な見守りが必要な方へ、よりの確な対応を図るため、平成 27 年 4 月開所を目途に調整する。

4 点目は、「高齢者の嚥下状態に合わせた食事提供へ向けた取組」である。公社の食事サービスを担うボランティアが、嚥下状態に合わせた安全・安心な食事の提供を行うためには、栄養士による研修や現場での日々の個別指導等が必要であり、栄養士の増員を図り、具体的な対応を検討していく。

また、訪問介護事業のヘルパーに対しても、公社の栄養士による栄養マネジメントや調理研修等を行い、訪問介護での安全・安心な食事の提供を、より確実なものとしていく。さらに、この研修は、公社の公益性の視点から公開講座とし、他の訪問介護事業所のヘルパーが参加できるよう工夫していく。

5 点目は、「施設改修の検討」である。このたび、施設改修計画を検討するに当たり、平成 27 年度の介護保険制度の改正内容を踏まえ、今後、公社の事業の方向性を見極めた上で、これに対応できる施設改修とするため、各事業系の職員をメンバーとするプロジェクトチームを設置し、検討していく。さらに、この検討案を具体化するため、専門家による建物の構造的視点も取り入れ、検討していく。

7 ページ以降は個別事業の計画案である。

平成 26 年度の事業計画（案）に関する説明は以上のとおりです。

なお、本事業計画（案）は、今後、さらに予算の調整もあり、修正を行った上、3 月の理事会にてご審議いただきたい。

理事より、「高齢者の嚥下状態が問題で、栄養士を増やし研修を行うとのことであるが、ホームヘルプで食事を提供している人たちも対象になるのか」との質問があった。「まずはヘルパーも含めた研修から始めたい。利用会員への配食、デイサービスでの昼食提供をしている上で、嚥下状態等もありサービスニーズが高まっている。自宅に協力会員が伺い調理活動をすることもあり、栄養マネジメントという形で栄養士がかかわりながら栄養状態を改善していくことも視野に入れ、検討をしていきたい」と答弁があった。

以上で報告は終了し、了承された。

## イ 協議第 2 号 平成 26 年度 収支予算（案）

事務局より次のように説明があった。

「さきの事業計画（案）をもとに、各事業担当の見積もりを集約したものである。なお、補助金、委託金により構成されている事業については、調布市と調整中のため、確定値ではないため、今後、変更となる。現段階での数値としてご理解願いたい。

26 年度につきましては、収入・支出ともに消費税率変更に伴い増額となっており、その他の主な増減要因を説明する。

事業別の予算は、小科目別に資金収支を集計したものである。

平成 26 年度の予算総額は 6 億 1,302 万 4,000 円を見込み、前年度対比で約 1%の 556 万 4,000 円の増額となっている。

収入の主な増加要因は、「3 事業収入」の「7 受託事業収入」において、前年対比で 1,095 万 5,000 円の増額を見込んでいる。これは主に「3 在宅サービスセンター受託事業収入」において見込むものである。消費税率変更以外の主な要因は、財源見直しによる人件費の増額である。



「4 補助金等収入」の「1 地方公共団体補助金収入」では、1億9,638万1,000円、前年対比で75万2,000円の減少を見込んでいる。

一方、支出においては、人件費については人件費総体で794万6,000円の増額を見込んでいる。また、事業費については、事業ごとに異なるので、主なものについて説明する。

「2 有償福祉サービス事業費」の「食事サービス事業費」については、事業実績に合わせた積算を行っている。

「8 訪問介護事業費」、「9 デイサービスぷちぼあん事業費」については、収入に合わせて体制の充実を図っている。

「8 訪問介護事業費」及び「14 障害者訪問介護事業費」は、実態を勘案し、精査した。

「10 在宅サービスセンター受託事業費」は、24名分の人件費及び修繕費及び委託費の増加を見込んだ。

「2 普及啓発・人材育成・調査研究事業」の「1 普及啓発事業費」においては、「2 機関紙発行事業費」は広報強化のため増額している。「7 普及啓発事業管理費」は、事業計画の中で重点事業とした「だれでもカフェ」などの支出を見込んでいる。

収支予算書（節科目集計）は、各事業の科目別の予算見積もりである。

収支予算書（正味財産増減計算書）は、これまで説明した各事業の資金収支予算を集約し、正味財産の増減を表した予算書である。

「I 一般正味財産増減の部」、(1)の「経常収益」は、「3 事業収益」の3億9,233万2,000円を初めとし、合計は、6億516万5,000円を見込んだ。

経常費用については、「I 事業費」及び「2 管理費」の合計とし、経常費用計は6億754万5,000円を見込んだ。これにより、当期経常増減額はマイナス238万円となる。

この主な要因としては、減価償却費との差額になる。これにより、平成26年度の正味財産期末残高は3億8,250万6,709円を見込んでいる。」

以上で報告は終了し、了承された。

## (6) その他事項

### ア 議事録の公開について

事務局より次のように説明があった。

「9月26日に開催した平成25年度第2回理事会において、今後、理事会・評議員会の議事録を公開する旨、説明した。第1回理事会の公開用議事録については、前回9月に確認いただき、第2回理事会の公開用議事録についても、両監事、発言理事に確認いただいている。1月末をめどに、公社ホームページに掲載し、第1回、第2回の理事会の議事録の公開をする。また、今回以降の理事会の議事録については、両監事、発言理事に確認いただいた後、速やかに公開する。」

以上で報告は終了し、了承された。

### イ 「平成25年度高齢福祉功労者感謝状」について

事務局より次のように説明があった。

「去る平成25年10月29日火曜日、東京都庁において、平成25年度高齢福祉功績者として、公社からは協力会員2名の方が調布市社会福祉協議会から推薦され、お二人に感謝状が贈呈された。」

以上で、本日の案件について全て終了した。